

監査報告書

令和7年5月22日

学校法人 大阪経済法律学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 大阪経済法律学園

監事 伊藤 裕志

監事 岩村 寿

私たちは、学校法人大阪経済法律学園の監事として、旧私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び学校法人大阪経済法律学園旧寄附行為（令和4年2月28日施行）第14条の規定に基づいて同学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査計画に従い、理事会及び評議員会に出席し、理事長、各理事から業務の状況につき報告を聴取し、重要な決裁書類及び会計帳簿等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。また、学長会議、経済学部教授会及び経営学部教授会等、教学に関連する重要な会議に出席し、審議の状況について意見を述べることにより教学監査を行いました。加えて、内部監査担当者から内部監査の報告を受け、意見交換を行いました。

以上の監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上